

主 な 税 制 改 正

●上場株式等の配当・譲渡所得等に係る軽減税率の廃止（軽減税率 10%→本則税率 20%）

| 配当・譲渡 | 所得税 | 住民税 | 合計 |
|------------|-----|-----|-----|
| H 21～25 年分 | 7% | 3% | 10% |
| H 26 年分以後 | 15% | 5% | 20% |

※所得税には、平成 49 年分まで復興特別所得税（平成 25 年分 0.147%、平成 26 年分以後 0.315%）が加算されます。

●住民税における住宅ローン控除の延長・拡充（適用期限：平成 25 年 12 月 31 日→平成 29 年 12 月 31 日）

| 居住開始年月 | 住民税控除限度額 |
|-----------------|---------------------------------|
| H 26. 1～H 26. 3 | 所得税の課税所得金額等×5%（最高 97,500 円） |
| H 26. 4～H 29.12 | 所得税の課税所得金額等×7%（最高 136,500 円）※ 1 |

※ 1…住宅取得等に係る消費税率 8%（または 10%）の場合に適用

| | 所得税及び復興特別所得税の確定申告（国税） | 住民税申告（市・県民税） |
|--------|--|---|
| 申告方法 | ・e-Tax（電子申告） ・郵送 ・申告相談会場にて | ・郵送 ・申告相談会場にて |
| 申告相談会場 | <p>①魚津税務署（魚津市新金屋 1 丁目 12 番 31 号） 2月3日(火)～3月16日(月) 9:00～16:00 ※土・日・祝日は休み</p> <p>②市役所東別館3F大会議室（税務署臨時会場） 2月10日(火) 10:00～12:00、13:00～15:30 ※分離課税所得など一部の申告は、②会場では受け付けられません。</p> <p>③市役所東別館3F大会議室 2月16日(月)～3月16日(月) 9:00～12:00、13:00～16:00 ※土・日は休み ※青色申告、損失申告、分離課税所得（収用以外）の申告をされる方や、初めて所得税の住宅ローン控除を申告される方は、③会場では受け付けられません。</p> | <p>市役所東別館3F大会議室 2月16日(月)～3月16日(月) 9:00～12:00、13:00～16:00 ※土・日は休み ※所得がなくとも国民健康保険や後期高齢者医療保険の加入者（軽減措置の適用あり）、所得状況が判定できない方なども申告が必要です。 ※申告が必要と思われる方には、今月初めに住民税申告書を送付予定です。</p> |
| 必要なもの | <input type="checkbox"/> 印鑑（認め印） <input type="checkbox"/> 申告書 <input type="checkbox"/> 通帳など振込先金融機関が分かるもの（還付申告の場合） <input type="checkbox"/> 収入を証明するもの ・給与、年金 ……源泉徴収票 ・営業、農業、不動産 ……収支内訳書（青色申告決算書）など ・日雇い、パートの賃金 ……支払明細書 <input type="checkbox"/> 控除を証明するもの ・国民年金などの社会保険料控除証明書 ・生命保険料、地震保険料などの控除証明書 ・医療費の明細書および領収書 | |



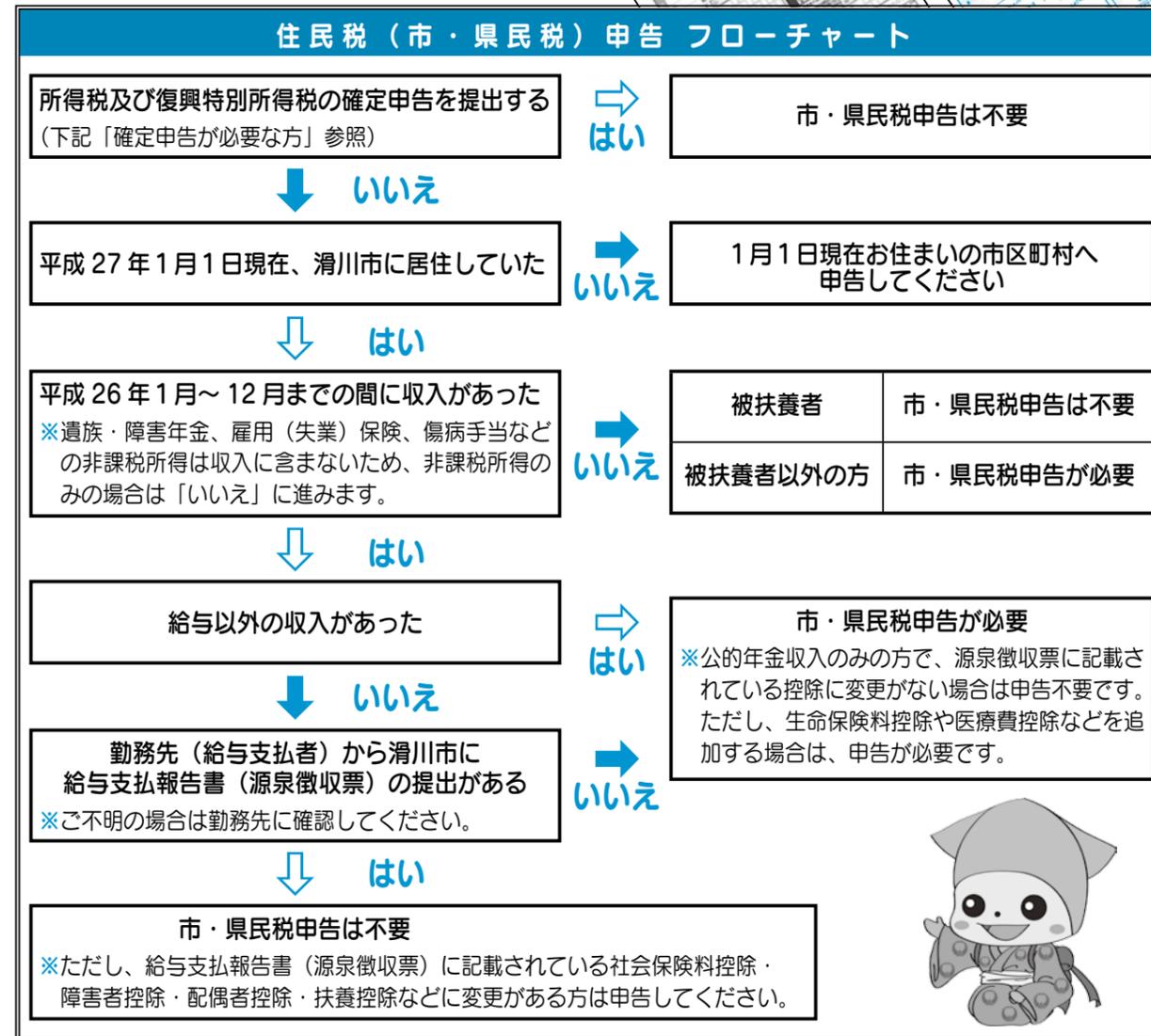
◆注意事項◆

- 例年、申告相談会場は大変混み合いますので、e-Tax（電子申告）での申告をおすすめします。なお、市役所東別館会場（税務署臨時会場 2月10日(火)を除く）では、1日あたりの受付人数に限りがあるため、**期間中は午前8時ごろから番号札を配布します。**番号札がなくなり次第、受付終了となりますので、予めご了承ください。（朝早くから多くの方が来られた場合、午前中に番号札がなくなることもあります。）
- 営業・農業・不動産所得のある方は、必ず「**収支内訳書（青色申告決算書）※ 2**」をご記入の上、ご来場ください。**記入されていないときは相談をお受けできません。**
- 医療費控除は、平成 26 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに実際に支払った医療費に限り、控除の対象となります。受付会場には、領収書を人ごと、病院ごとに分け、**金額を計算し「医療費の明細書※ 3」**にご記入の上、ご来場ください。**計算されていないときは相談をお受けできません。**
- ※ 2・3…様式は市役所 5 番窓口においてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

問合せ先 ・魚津税務署 ☎0765-24-1370
 ・市役所 税務課 市民税担当（内線 233・234・237）

所得税及び復興特別所得税 ・住民税の申告は 3月16日(月)までに!

◆ご自分が申告をする必要があるか、次のフローチャートで確認してみましょう。



確定申告が必要な方

| | |
|---------|---|
| 給与所得 | ・給与の収入金額が 2,000 万円を超える方 ・給与を 1 カ所から受けていて、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が 20 万円を超える方 ・給与を 2 カ所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が 20 万円を超える方 |
| 公的年金等のみ | ・公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある方 ※ただし、公的年金等の収入金額が 400 万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下の場合は、確定申告は不要です。 |
| 退職所得 | ・外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある方 |
| 上記以外 | ・各種所得金額の合計額から、所得控除を差し引き、その金額に所得税の税率を乗じて計算した税額から、配当控除額を差し引いた結果、残額のある方 |

※確定申告が必要ない方でも、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている場合は、還付申告により税金が還付されます。